

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 大阪市北区芝田一丁目16番1号	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 平成23年 9月 28日
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 阪急電鉄株式会社 代表取締役社長 角 和夫

主たる業種	鉄道	細分類番号	4	2	1	1
-------	----	-------	---	---	---	---

事業者の区分	<input type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則 <input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号
--------	--

計画期間	平成23年 4月 から 平成26年 3月 まで
------	-------------------------

基本方針	平成22年度を基準に、平成23年度～平成25年度の温室効果ガス排出量を年平均1%以上削減する
------	--

計画を推進するための体制	委員長を都市交通事業本部長とし、委員を各部の部長・副部长、並びに各部の庶務担当調査役とする本部環境推進委員会
--------------	--

温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量	17,538.3 トン	17,153.8 トン	17,471.2 トン	17,407.1 トン	-1.1 パーセント
	評価の対象となる排出の量	17,538.3 トン	17,153.8 トン	17,471.2 トン	17,407.1 トン	-1.1 パーセント
目標の根拠	高効率な新造車両の導入及び既存車両のリニューアル化を継続的に行うことにより前年比1%以上の排出量削減を目指す。 (なお、当社では、22年度下期よりエネルギー管理を行う路線が延長（神戸高速鉄道 三宮～高速神戸間のエネルギー管理が神戸高速鉄道から当社に移管）されたため、22年度を基準年度とする）					

原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	増減率
	車両	事業活動に伴う排出の量 (車両総走行距離 car・万km)	10.28	10.05	10.24	10.20	-1.1 パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	使用エネルギーの70%以上が列車の走行に消費されていることから、車両の走行距離を分母として原単位を算定している。 高効率な新造車両の導入及び既存車両のリニューアル化を継続的に行うことにより前年比1%以上の電力原単位の削減を目指す。					

重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	備考
	93.0 パーセント	93.0 パーセント	93.0 パーセント	93.0 パーセント	

具体的な取組及び措置の内容	(23) 年度	高効率な新造車両を投入するとともに、車両編成両数の一部削減や、車内や駅舎の空調、昇降設備の節電対策を実施する。
	(24) 年度	高効率な新造車両の導入を行う。京都地下道において環境省委託事業（チャレンジ25）により照明機器のLED化を行う。
	(25) 年度	高効率な新造車両の導入を行う。京都地下道において環境省委託事業（チャレンジ25）により照明機器のLED化を行う。

通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	早朝・深夜勤務のみ自家用車による出退勤を認めるものとし、自家用車を使用する際は、台数・使用日時を管理している。
	上記の措置を採用する理由	当社は公共交通機関であり、通勤手段としては基本的に公共交通を使うこととしているが、早朝・深夜に勤務が必要なものについては、公共交通による交通手段の確保ができないため。

森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	備考
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン	
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン	
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン	
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン	
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン	
合 計	トン	トン	トン		

地球温暖化対策に資する社会貢献活動	摂津市駅では、太陽光発電やLED照明等の環境施策により、CO2排出量を通常の駅の約60%に抑制し、残りのCO2についても、兵庫県内の森林整備の推進により生み出される環境オフセットクレジット（J-VER）を活用し、駅運営により排出されるCO2を実質的にゼロにしている。さらに、摂津市駅では、駅で実施している環境施策を駅利用者にわかりやすく説明するパネルを設置するなど、環境啓発にも取り組んでいる。また、当社主催の工場開放イベント等においても、オリジナルキャラクターショーなどを媒体として使用した環境啓発の取り組みを継続して行う。
-------------------	---

特記事項	平成23年度より京都本線の西院～河原町間の地下道、烏丸駅、河原町駅の駅舎及び両駅を結ぶ地下通路の照明機器について一体的にLED化を行い、消費電力削減を図る（環境省委託事業 チャレンジ25）。事業期間（予定）平成23年～平成29年度。
------	--

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。